

#### 4 適用法規別の状況

適用法規別の労働組合員数（単位労働組合）をみると、「労働組合法」適用労働組合員数が843万2千人(全体の85.8%)と8割以上となっており、次いで、「地方公務員法」が115万2千人(同11.7%)、「地方公営企業等の労働関係に関する法律」が13万7千人(同1.4%)、「国家公務員法」が9万9千人(同1.0%)、「行政執行法人の労働関係に関する法律」が5千人(同0.1%)となっている（第4表）。

第4表 適用法規別労働組合員数（単位労働組合）

適用法規	労働組合員数			構成比		
	平成27年	対前年差	対前年増減率	平成26年	平成27年	平成26年
	千人	千人	%	千人	%	%
総計	9,825	48	0.5	9,777	100.0	100.0
労働組合法	8,432	101	1.2	8,332	85.8	85.2
行労法・地公労法 <sup>1)</sup>	142	-22	-13.6	165	1.4	1.7
行政執行法人の労働関係に関する法律	5	-21	-79.2	26	0.1	0.3
地方公営企業等の労働関係に関する法律	137	-2	-1.2	139	1.4	1.4
国公法・地公法 <sup>2)</sup>	1,251	-30	-2.4	1,281	12.7	13.1
国家公務員法	99	-6	-5.4	104	1.0	1.1
地方公務員法	1,152	-25	-2.1	1,177	11.7	12.0

注： 1) 「行労法」は「行政執行法人の労働関係に関する法律」の略称で、従来の「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」が平成26年6月13日に改正されたものである。また、「地公労法」は「地方公営企業等の労働関係に関する法律」の略称である。

2) 「国公法」は「国家公務員法」、「地公法」は「地方公務員法」の略称である。